

令和4年度第4回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年7月8日(金) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町農業団地センター3階 営農研修室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林	功		
会長職務代理者	14番	小宮山	晃次		
委員	2番	草刈	章博	3番	池本英夫
	4番	竹下	るみ子	5番	葉狩健一
	6番	春摘	要	7番	長石憲太郎
	8番	國岡	美保子	9番	寺坂富雄
	10番	植木	克茂	11番	前川義
憲					
志	12番	細山	周一	13番	國岡智

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(3人)

農地利用最適化推進委員

	15番	谷口	真一	16番	寺坂静雄
	17番	西沖	和己	18番	平尾晴

次

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の決定

第2 報告第1号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

議案第3号 非農地等現況証明願の決定について

議案第4号 農業振興域整備計画変更の意見決定について

議案第5号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

	(開 会 午後2時00分)
事務局長	<p>ただ今から、令和4年度第4回智頭町農業委員会総会を開会いたします。本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。</p> <p>開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>開会前に事務局長から話がありました。新型コロナが第7波といいますが、これが日本だけでなく世界的に感染が増加しているということで、非常に懸念される場所です。</p> <p>こういう状況の中で、5月20日、先だつての県農業会議の総会の時にも話をさせていただいたのですが、国会で農業経営基盤強化促進法が通過しまして、施行は来年の4月1日からということですが、農業委員会は今後関係機関と協力して、時には我々農業委員が先頭に立って人・農地プラン、いわゆる地域計画と目標の策定について積極的な活動が求められることになりました。</p> <p>それから、2月には農林水産省から農地利用の最適化に関するガイドライン通知が発出されまして、この法律改正と合わせて私たち農業委員、また、農地利用最適化推進委員の皆さんが活動を記録するということになりました。その間、皆さんから様々なご意見をいただき、全国農業会議所にも県農業会議としても申し入れしたんですけど、残念ながら変更にならなかったということでもあります。</p> <p>そういうことで、令和4年度の全国農業委員会会長大会に出席いたしましたけれども、その時には鳥取県選出の全国会議員の先生方に、我々の現状と要望、要請をさせていただいたということでもあります。</p> <p>このように農業委員会を取り巻く情勢は、やはり多くの課題が山積してあるということは皆さんもご存じのこととっております。本年の農業委員、農地利用最適化推進委員の活動が今後の農業委員会制度に重要な意味を持っていることは言うまでもないことだと思っております。</p> <p>皆さん、やはり目標地図の作成が究極のゴールではございません。これを10年かけて如何に実現をしていこうかな、こういうことが我々に課せられた大きな課題であろうというふうに、我々の使命は地域の農地、あるいは我々の農地を如何に残すか、また、次に続けていくかではないでしょうか。</p> <p>担い手を育て、地域で暮らす皆さんが希望を持てるように、いま使われている農地を使える内に、使える人に、使っていこうとする人へ繋いでいく、このことが農地利用の最適化だというふうに、私は確信を致しているところでもあります。</p> <p>農業委員会制度の改正に伴う取り組みをみましても、2021年の農地集積状</p>

	<p>況を見ましても、58パーセントから0.9パーセント上がって、58.9パーセントが農地集積の実績であります。これは全国でございますけど、このことは今後見直しが必要ではなかろうかと私はみております。</p> <p>これからは、それが出来ないがために法人であるとか、大規模農家であるとか、そこに集積をするということではなくして、個々の担い手の方々にも農地集積の方をやっていただくということが一点と、もう一点は、半農半Xということが近頃新聞等々にも出ておりますけど、こういう方々にも農地集積の取り組みをやっていただくと。それによって2023年には、目標80パーセントと言っておりますけど、到底このことは出来ないであろうというふうに思っております。</p> <p>しかしながら、我が智頭町におきましても高齢化が進んできて、農業の担い手、基幹農業者というものが非常に厳しい状況になってきております。中には、担い手として智頭町の農業を担って行かれる方々が頑張っておられますけど、こういう方々の中に、それぞれ集落の中には今後の取り組み、方向性というものには集落で検討され、集落営農の取り組み、あるいは今後の農地を如何に守り活かし存続していくかということが、今後の大きな課題ではなかろうかなと、こういうことでございますので、なかなか智頭町の山間地93、4パーセントの山林であるという状況の中で、今後智頭町が農地を守り活かしていく大きな課題であろうと思っておりますので、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんにおかれましては、やはりこういう点においても、今後現場に出向いて地権者の方と話し合いを持って、一筆、一筆調査し、如何に集積していくかが大きな課題であろうというふうに思っておりますので、一つその点を、令和4年度におきましては皆さん方によりしくお願い申し上げます、簡単でございますけれども、開会の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。</p>
議長(会長)	<p>それでは、総会に入ります。</p> <p>日程第1 「議事録署名委員の決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(「異議なし」の声あり)</p>
議長(会長)	<p>異議なしということですので、それでは、12番 細山周一委員、14番 小宮山晃次委員をお願いいたします。</p> <p>次に、日程第2 報告第1号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用について」を議題とします。</p> <p>認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地転用を、下記のと</p>

事務局書記	<p>おり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。</p> <p>それでは議案書の1ページをご覧ください。 認定電気通信事業者が行う、中継施設等の設置に伴う農地転用についてです。</p> <p>(議案書に基づいて届出書の内容を説明)</p> <p>以上、2件提出がありました。 尚、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。番号1番です。</p> <p>農地の所在が大字南方字中島1184番1、地目は田、面積73㎡です。 権利種別は3条の有償移転、売買です。</p> <p>譲渡人は大字南方280番地の●●●●さん、譲受人は大字南方799番地の●●●●さんです。</p> <p>申請事由としましては、●●●●さんの経営規模縮小、●●●●さんの経営規模拡大となっております。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件、第3条第2項第5号の下限面積要件等は全てクリアしておりますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。国道373号から南方橋を渡って直ぐの農地です。申請地の隣は譲受人の長男の居宅になります。</p> <p>2ページに公図、3ページが現況写真となっております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
8 番	<p>7月6日に現地確認し、その後、申請代理人の業者から話を聞きました。業者の話では、問題ないと思われまます。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号 番号1について、原案に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員賛成ですので、議案第1号 番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題とします。 農地法第5条第1項の規定により、次の農地の申請があったので意見を求めるものです。 なお、議案第2号につきましては、13番 國岡智志委員が借受人となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p>(國岡智志委員退席 午後2時17分)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局書記</p>	<p>議案書の3ページご覧下さい。番号1番です。 農地の所在が大字坂原字中河原729番1。地目は田で、面積が1,303㎡のうち231.04㎡です。 権利種別は使用貸借です。 貸付人が坂原247番地の●●●●●さん。借受人が同じく坂原247番地の●●●●●さん。親子間になります。 転用の目的は農業用倉庫・通路ということで、転用理由としましては農業用施設新築するという計画となっております。 申請者は智頭町の認定農業者であり、米の乾燥調整施設の新設を計画しており、自宅及び米保管庫から近くで場所を検討した結果、今回申請地を選定されました。農業経営の規模拡大に伴うもので営農上の利便性を考慮すると農業用倉庫の設置はやむを得ないと考えられます。 資力及び信用については金融機関の融資証明書及び通帳の写し、補助事業の交付決定の写しで確認できており、農地制度に関し信用を損なう行為等は認められておりません。 事業計画を確認したところ速やかに実行されることが見込まれます。また、規模の妥当性については、土地利用計画図から妥当と考えられます。 周辺農地への影響ですが、農振農用地区域ですが用途区分変更予定であ</p>

	<p>り、問題はないと考えられます。</p> <p>場所ですが、申請位置図の4ページをご覧ください。真ん中を川沿いに走るのが津山智頭八東線で、黄色く示した道路沿いの部分が申請地になります。5ページに公図、6ページが転用事業計画書、7ページ、8ページに被害防除計画書です。9ページに土地利用計画図として、赤い線で囲った部分が転用部分となります。10ページに立面図、11ページに現況写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、9番 寺坂富雄委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
9 番	<p>7月3日に現地を確認しました。</p> <p>問題ないことを確認しましたので、報告します。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
事務局書記	<p>ないようですので、それでは採決いたします。</p> <p>議案第2号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号 番号1は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>國岡智志委員の復席を認めます。</p> <p style="text-align: center;">(國岡智志委員復席 午後2時20分)</p>
議長(会長)	<p>次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が、大字智頭字町ノ内472番2、地目が畑で、面</p>

	<p>積は92㎡です。所有者は兵庫県加古川市加古川町の●●●●さんほか2名の連名所有となっております。</p> <p>非農地の事由としては「昭和36年頃から建物を設置し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の12ページをご覧ください。中町集落にある住宅に囲まれた、黄色く示したところが申請地になります。13ページに公図を、14ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。</p>
10番	<p>7月2日に現地確認をしました。</p> <p>申請位置図14ページの現地写真にありますとおり、畑としては使われておりません。非農地として判断を致しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。これより、質疑に入ります。</p> <p>ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>事務局、この建物は今後どうされるのか聞いていますか。</p>
事務局書記	<p>農地の所有者の方はいずれも町外に在住で、この建物も管理できないので、解体して撤去されるとのことです。</p>
議長(会長)	<p>大半が農地利用状況調査や現地確認されたときに、発生したら事後承認、見ておられても一筆毎のチェックをなさいと国は言っているわけです。そういうことになりますと、出たときの非農地を地権者に対してどのような扱いをしていくのか、これがこれからの大きな課題であろうというふうに私は思っておりますけれども。</p> <p>このあたりと今日の非農地議案は問題があると思います。そのあたり、何かご意見等ございましたら受け付けたいと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>国自体が「非常に事後承認が多い」ということで、それでは下限面積を放ってもええじゃないか、というところまで話が飛んでおります。</p>
事務局書記	<p>会長から事後承認について話がありましたが、以前、合同農地パトロールでお集まりいただいた時にちょっとお話しさせていただいたんですが、追認許可のガイドラインが今後定められる予定をしております。</p>

議長(会長)	<p>それが何時になるか、どういった内容になるか、未だ明らかになってないところではあるのですが、今後国が方針を示す予定をしておりますので、それを見て動いていくことになるかと思ひます。</p> <p>ということで、国自体も取り組むと思ひますので、日頃の農地パトロール、農地利用状況調査等々については、その点についても、現地の状況等々を見て、発生していれば地権者のとの話合いの中で一つずつ解決をしていただくようお願いを申し上げます。</p> <p>それでは発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第3号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号 番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第4号「農業振興域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があつたので、意見決定を求めるものです。</p> <p>それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>智頭町長から農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興整備計画の変更について、6月6日付で意見照会がありましたので、同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるもので、農業振興地域からの除外の案件になります。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。番号1です。</p> <p>申請者は山根5番地7の●●●●さん。建築物等設置者は智頭2668番地1の●●●●●●●●●● 代表取締役 ●●●●さん。</p> <p>農地の所在は大字三田字和田口67番、地目は田、面積は50㎡です。</p> <p>事由としては資材置き場に転用のためとなっております。</p> <p>場所ですけれども、申請位置図の15ページに位置図を付けております。集落から離れた、木工団地に上がる手前の農地になります。</p> <p>16ページに公図を付けておりますが、申請地の隣にある青で囲った農地は、4月の総会で5条許可申請の審議をしていただき、現在は転用工事中です。17ページには土地利用計画図、18ページに現況の写真をつけております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、8番 國岡美保子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>

8 番	<p>事務局の説明にもあったように、前回申請があった農地の隣です。申請者は、この農地も込みでと思っていたが、ちょっと間違っていたみたいで、改めてこの農地も除外したいとのことでした。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号 番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手あり)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3 議案第5号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>議案第5号につきましては、番号3が13番 國岡智志委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p>(國岡智志委員退席 午後2時32分)</p>
議長(会長)	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の6ページとなります。</p> <p>6月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。</p> <p>利用権設定面積ですが、全て田んぼで合計9,148㎡です。利用権を設定する者が5名、受ける者が4名となっております。期間につきましては、3年から5年未満のものが2,125㎡、5年から10年未満のものが7,023㎡となっております。</p> <p>それでは7ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>

議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。 議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>賛成多数ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。 國岡智志委員の復席を認めます。</p> <p>(國岡智志委員復席 午後2時33分)</p>
議長(会長)	<p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉会 午後2時34分)</p>

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和4年7月8日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 細 山 周 一

智頭町農業委員会委員 小宮山 晃 次